

計量に関わる他の法令の規制について

対象計量器等	関連法規	規制の概要	検査の実施主体・方法	その他の事項
医療機器	薬事法	人体へのリスク毎に医療機器を分類し、リスクレベルに応じた検査等を義務づけ。	<ul style="list-style-type: none"> ・高リスク機器:大臣の検査(大臣は、一部の検査を独法に委任) ・中リスク機器:大臣に登録した第三者機関の検査(基準はJIS引用) ・低リスク機器:届出のみ 検査は、品質管理体制のチェックとサンプル試験。その後、5年ごとに品質管理体制について定期調査(大臣は、大半のものは都道府県に委任)。	出荷時の検査とは別に、製造・元売・販売について事業許可等が必要。 機器について有効期間の定めはなく、機器の添付書類に事業者が記載。
ガソリンメーター	消防法	ガソリンメーターなど給油設備については、危険物の設備として、保安基準への適合義務あり。	メーターの設置・変更には、自治体の許可が必要。 設置後は、所有者・管理者・占有者による自己保安。定期的(年1回)の自主点検と、記録の保存が義務。	設置時のメーターについては、危険物保安技術協会(特認法人)が、設備の基準適合について検査を実施。
ガスマーター(都市ガス用)	ガス事業法	一般ガス事業者は、ガス工作物として、ガス漏れ時及び地震時の遮断機能を有するガスマーター(マイコンメーター)を設置することが義務。	一般ガス事業者(大臣の許可)は、ガス工作物の技術基準への適合義務を負う。ガスマーターについても、大臣に届け出た保安規程に基づき自主管理を行うとともに、定期的に漏洩検査を実施。	出荷時のマイコンメーターについては、(財)日本ガス機器検査協会等の第三者機関が、検査規程に基づき検査を実施。
ガスマーター(LPガス用)	LPガス法	LPガス供給設備として、ガス漏れ遮断器及び対震遮断器の機能を有するガスマーター(マイコンメーター)について、基準適合義務あり。	供給設備の製造業者は、マイコンメーター等の対震遮断器について、自主検査により基準を満たすことを確認し、PSマークを付したものでなければ、販売できない。また、検査記録の作成・保存義務を負う。 LPガス販売事業者は、ガスマーター等の供給設備について、技術基準への適合及び点検の義務を負う。点検は、大臣又は知事による認定を受けて販売業者自ら実施するか、他の認定機関に委託。	出荷時のマイコンメーターについては、高圧ガス保安協会が定めた具体的な技術基準に基づいて、(財)日本LPガス機器検査協会が検査を実施。
水道	水道法	水道供給水については、省令で規定された基準(50項目)について、水質検査が義務付け。	水質検査の実施主体は、大臣又は都道府県知事の認可を受けた水道事業者。ただし、自治体の機関又は、大臣の登録を受けた登録検査機関への外部委託が可能。 検査方法は項目毎に告示で規定。水質検査は定期・臨時の実施義務あり(一定条件下で検査項目・頻度の減免可能)。	水質検査実施計画の策定及び、計画と実施結果について、需要者への情報提供を義務づけ。
自動車	道路運送車両法	定期的な車検を義務付け。	検査の実施方法は省令で規定。検査設備を省令で列挙し、告示で定める性能への適合を要求。 車検は、大臣(地方局長)又は、省令で定める要件を満たし、大臣による指定を受けた民間事業者が実施。民間の検査事業者は、大臣の技能検定に合格した整備士などの資格を持つ検査員が検査を実施。	指定事業者は、大臣の登録を受けた機関による機器の校正を受けることが義務づけ。 なお、車検の有効期間は、タクシー等は1年、その他は2年。